

再意見書

平成23年9月20日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 530-6116
(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま 3ちようめ3ばん23ごう
住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号
(ふりがな) かぶしきがいは
氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム
だいひょうとりしまりやくしゃちよう ふじの たかお
代表取締役社長 藤野 隆雄
連絡先 経営戦略グループ
電話番号
電子メールアドレス

「競争セーフガード制度の運用に関する再意見の募集(2011年度)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

再意見提出者 株式会社ケイ・オプティコム

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	なお、NTT-NGNにおけるアンバンドルメニューとして、分岐端末回線接続、GC接続、ラインシェアリング、波長重畳接続、帯域制御等プラットフォーム機能の開放等が具体案として弊社共を含む接続事業者から提案されているところであり、真の公正競争実現に向け、早急に具体的なルール化を図るべきと考えます。	<p>固定通信市場には、意欲のある事業者であれば、随時設備競争への参入が可能であり、現に、PSTN・メタル中心の時代と異なり、弊社のような自らアクセス回線を構築し競争しているFTTH事業者やCATV事業者が多く存在しております。</p> <p>このような状況においては、NTT東西殿の光ファイバ接続料やNGN機能のアンバンドルに係る接続料の水準は、自らアクセス回線を構築し競争しているFTTH事業者やCATV事業者の競争環境に、大きく影響します。</p> <p>そのため、NTT東西殿における接続料設定にあたっては、NTT東西殿・接続事業者だけではなく、自らアクセス回線を構築し競争しているFTTH事業者やCATV事業者を含めた競争事業者間の公平性担保が、何より重要と考えます。</p> <p>その点、「分岐回線単位でのNTT加入光ファイバ接続料設定」は、設備コストをNTT東西殿につけ回すことで、自らアクセス回線を構築し競争しているFTTH事業者やCATV事業者と接続事業者との間で、不公平な競争環境を生む等の問題がありますので、今後とも導入すべきではありません。</p>
イー・アクセス株式会社	NTT東西殿においては、検討に資するよう設備構成・技術仕様等の開示を行って頂き、GC類似接続、ラインシェアリング、分岐単位接続等といった接続形態の実現に向けた検討が行うべきと考えます。	<p>また、「分岐回線単位でのNTT加入光ファイバ接続料設定」と同様に、不公平な競争環境を生むことが強く懸念される「GC類似接続」「ラインシェアリング」等のNGN機能のアンバンドルについても、導入すべきではないと考えます。</p> <p>そもそも、現行の仕組みのなかで、既にKDDI殿が全国展開できていること、希望する接続事業者同士でシェアすることが可能なこと等を踏まえると、更なる措置を講じる必要性自体が存在しないと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	<p>なお、非対称規制の実行性確保のために、上記見直しと併せて二種指定事業者を指定する閾値についても見直しを行うべきです。具体的には、EUIにおける市場支配力の存在等に係る議論や企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針等を参考とし、市場シェア40%～50%を新たな閾値として採用することを検討すべきです。</p>	<p>固定通信市場では、意欲のある事業者であれば、随時設備競争への参入が可能であります。モバイル市場は、少数の周波数割当て事業者しか設備競争に参入できないといった特性があることから、有限希少な周波数の割当てを受けているモバイル事業者には、一定の規制があつて然るべきと考えます。</p> <p>なかでも、次の点等を踏まえ、少なくとも上位3社のモバイル事業者を、第二種指定電気通信設備制度(接続規制・行為規制等)の対象とすることについて検討が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モバイル市場への参入に不可欠で、国民の共有財産である有限希少な周波数について、モバイル事業者上位3社が、ほぼ独占している ・モバイル事業者上位3社の顧客規模は、固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長しており、既に大きな影響力を保持している ・資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、モバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信市場に影響力を拡大している <p>加えて、有限希少な周波数の利用が前提となるモバイル市場の活性化において重要なMVNOの振興の観点、資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」による情報通信市場全体に対するグループドミナンスの排除の観点から、次のような接続規制・行為規制それぞれの強化についても、検討が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種指定電気通信設備制度並の接続制度を導入すること ・モバイル事業者に対し、自社グループ内固定通信事業者と、他の固定通信事業者との同等性確保を義務付ける等の措置を講じること

意見提出者	該当部分	再意見
西日本電信 電話株式会 社	次の検証項目における 意見全般 ・(3)禁止行為に関 する検証 ・移動体通信業務の 分離、NTT再編成 時の公正競争要件	<p>1. 競争セーフガード制度の運用について</p> <p>競争事業者は、実際にあった事例をもとに問題提起をしているため、指摘された事項を全て検証対象とし、疑念が払拭されない限りは、全ての事項を継続的に監視することが必要であります。</p> <p>また、一昨年発生したNTT西日本殿による接続情報の不正提供は、NTT西日本殿における従来からの措置が不十分であったことに加え、2007年度の検証結果に基づく行政指導に対する取組みが不十分であったことにも起因するものであります。</p> <p>このため、2007～2010年度の検証結果に基づく累次の行政指導に対してNTT東西殿が実施するとした措置について、実効性があったか、継続的に機能しているか等を検証するとともに、さらなる措置の実施を指導することが必要と考えます。</p>
東日本電信 電話株式会 社	次の検証項目における 意見全般 ・(3)禁止行為に関 する検証	<p>2. NTTグループに対する規制強化について</p> <p>NTTグループは、行為規制やNTT再編時等の公正競争要件における規制を形式的にはクリアしつつも、実質的にはグループ内に閉じた連携を進めている状況にあります。</p> <p>また、NTT東西殿は、公正競争環境を確保するために行われたNTT再編の趣旨に反する形で、活用業務制度を利用してなし崩し的に業務範囲の拡大を行っております。</p> <p>このようにNTTグループが本来の規制の枠組みやNTT再編の趣旨を逸脱して、自らの理屈によって事業範囲拡大やグループ連携を進めていることが根本的な問題であり、市場におけるNTTシェアの高まりの主因でもあります。</p> <p>以上の状況から、真に公正競争環境を確保するためには、NTTグループにおける事業運営上の全ての行為に対して適切かつ抜けのない規制をかけることが必要と考えますので、次のように、行為規制やNTT再編時等の公正競争要件の適用範囲拡大、規制内容のさらなる強化を行うべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本関係のない委託会社・代理店への規制適用 ・グループドミナンスの排除のための行為規制の厳正化 ・活用業務制度の廃止 <p>なお、NTT東西殿が指摘しているとおり、NTTグループ以外の「企業グループ」においても、自社グループ内のモバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、情報通信市場全体にグループドミナンス</p>

		<p>を拡大している状況にあることから、NTTグループ以外のモバイル事業者に対しても、自社グループ内固定通信事業者と、他の固定通信事業者との同等性確保を義務付ける等、グループドミナンスを排除するための措置を講じることが重要と考えます。</p>
--	--	---

以 上